

青島日本人学校 PTA 規則

第 1 条 (名称)

本会は、青島日本人学校 PTA (保護者と教職員の会) と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、会員が相互に協力しあい、連絡協議し、児童生徒の教育振興を図るため、学校運営および教育活動を援助すると共に、会員相互の親睦と教養向上を図ることを目的とする。

第 3 条 (方針)

本会は、前条の目的を達成するために、次の方針で活動する。

1. 教育環境の整備、安全確保
2. 教育活動の充実
3. その他、第 2 条の目的を達成するために必要と認められることを行うこと

第 4 条 (会員)

本会の会員は、本校児童生徒の保護者および本校の教職員とする。

第 5 条 (役員・委員)

1. 本会には、次の役員・委員をおく。

<役員>

会長	1 名 (保護者)
副会長	2 名 (保護者)
書記	1 名 (保護者)
会計	1 名 (保護者)
広報	2 名 (保護者)
監事	1 名 (教職員)

<委員>

学年代表委員 原則として各学年 1 名 (保護者)

※ 学校教職員の配偶者は役員および委員になることはできない。

2. 役員・委員は会員の互選により選出する。但し監事については学校に一任する。
3. 役員任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの一年とし、会計を除いて再任は妨げない。また年度途中で欠員が出た場合は補充する役員を新たに選任し、その任期は前任者の残存期間とする。なお、前年度の役員は次年度の定期総会までの期間、必要に応じて運営・実務の補佐を行う。

4. 役員・委員の任務を次の通り定める

会長	本会を代表し、総会および役員会・月例定例会を招集し、主宰する。
副会長	会長を補佐し、会長不在の場合、会長を代行する。
書記	総会の議事を記録し、各種会合の書記業務を行う。

会計	本会の経理業務を行う。
広報	本会の広報活動を行う。
監事	年度末、および必要に応じて会計監査を実施し、総会にて監査報告を行う。
学年代表委員	学級・学年の運営に協力し、教職員と保護者、ならびに保護者相互の連絡・協調に努める。また本会運営に必要と思われる各種業務を行う。

5. 役員会は役員をもって構成し、必要に応じ開催し、会の運営にあたる。

6. 役員・委員は学校教職員との連絡、相談のため月例定例会を開催する。

第6条（総会）

総会は、定期総会および臨時総会とし、本会の最高議決機関とする。

定期総会は、原則として年度初め・年度末に開催し、次のことを行う。臨時総会は必要に応じて開催する。

1. 役員・監事人事の承認。
2. 予算・決算および活動計画の審議と承認。
3. 本会規約・細則等の改正、その他必要な事項や議案の審議と承認。

第7条（総会の招集・議決）

1. 会長、または会員の3分の1の発議により行うことができる。
2. 会長は必要に応じて、欠席者に対し委任状の提出を求めることができる。
3. 委任状を含め、会員（世帯数）の3分の2の出席をもって成立する。
4. 議長は、出席会員の中から選出し、会長が委嘱する。
5. 議決は、委任状を含め、会員の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8条（顧問）

本会の顧問は、学校長がその任に当たる。顧問はいずれの会議にも出席し、意見を述べることができる。

第9条（会計）

1. 本会の経費は、会費・その他の収入をもってこれに充て、総会で承認を受けた予算に基づいて執行する。
2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
3. 本会の会費に関する細則は別に定める。

第10条（改定）

本会規則ならびに細則の改正は、総会の承認を得なければならない。

付則・改定 平成24年4月1日 制定

平成25年4月1日 改正

<会計に関する細則>

第1条（会費）

PTA会費の金額は、総会の承認を得て決定する。

第2条（納期）

本会会員は、以下に定める会費を定められた納期までに納付しなければならない。

第3条（通常会費）

通常会費は、年度当初に一世帯あたり決められた額を徴収する。年度途中で転入した場合は、当該学期以降分の会費を徴収する。

第4条（臨時会費）

臨時会費は、必要に応じ、その都度役員会にて決定し徴収する。

第5条（慶弔費）

本会の慶弔対応規定を別表のとおり定める。

第6条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。ただし、4月1日から定期総会までは暫定予算を設けることができる。

別表

慶弔対応規定

第1条 本規定は、本会の会員、青島日本人学校の児童生徒および教職員の慶事、弔事等の事由のあった場合それぞれの意を表するものとする。

第2条 本規定についての支出金は一項目につき500円を限度とし、PTA会計慶弔費より支出する。

第3条 対象者が既に帰国しているなど、支出した慶弔費の受け渡しが困難になった場合は、全額会計に返納する。

第4条 慶弔費支出項目は下記の通りとし、相当の金品を贈り、慶弔の意を表す。

- 1（慶事）教職員の結婚
- 2（弔事）・児童生徒の死亡
 - ・教職員およびその配偶者の死亡
 - ・会員の死亡
- 3（離任）教職員の離任

第5条 この規定によりがたい場合は、役員会で協議し、適宜対応する。

付則・改訂 平成16年4月1日 制定

平成21年4月1日 改正

平成24年4月1日 改正

<平成 26 年度 学年代表委員の活動内容および役職分担に関する細則>

互選により各学年代表委員を選出し、小 1、中 3 をのぞく 7 名の中で以下役職の分担を行う。

会長	1 名	：学校運営理事兼務
副会長	2 名	：学校運営理事兼務、通学安全兼務（内 1 名）
書記	1 名	
会計	1 名	
広報	2 名	
通学安全	1 名	

- ※ PTA 主催行事ならびに活動は、一般会員よりボランティアを招集し、役員や一部の人だけに負担が偏らないように配慮する。
- ※ 通学安全委員は、児童生徒の通学全般について学校と協力し、運営・実務の補佐を行う。
- ※ 中 3 の学年代表委員は役職にはつかないが、学年代表として学校とのパイプ役、また学年委員間の連絡のため、月例定例会に出席する。
- ※ 小 1 の学年代表委員は、本部役員として活動する。役職は、広報 2 名のうちの 1 名とする。
- ※ 各学年、学年代表正委員及び補欠各 1 名を選出する。転出等で任期を全うできない場合には、速やかに交代できるようにする。交代後も次の補欠を選出しておく。
- ※ この役職分担、ならびに役職の内容の是非については、平成 26 年度の暫定措置とする。この体制が本校 PTA としてふさわしいかどうかを年度中に再検討し、平成 27 年度以降よりよい組織で引き継げるようにする。

付則・改訂 平成 25 年 4 月 1 日 制定

平成 26 年 4 月 1 日 改正